

令和6年能登半島地震被災者の住まいの確保に向けた取組について

1 要旨

能登半島地震の被災者の住まいを確保し生活の安定を図るため、県営住宅を避難用住居として無償提供するとともに、石川県に県職員を派遣して応急仮設住宅の建設を支援する。

2 県営住宅の無償提供について

(1) 対象者

被災した4県の居住者で、当面居住が困難な者

※災害救助法適用市区町村が所在する県：新潟県、富山県、石川県、福井県

(2) 提供住宅等

ア 提供する県営住宅（63戸）

所在地	広島市	海田町	坂町	廿日市市	呉市	東広島市	竹原市	三原市	三次市	庄原市	合計
戸数	38	8	5	1	5	1	2	1	1	1	63

イ 提供する期間

当面6か月間とする。（復旧状況等を勘案し、延長可能とする。）

申込み次第即時提供可能。

ウ 使用料等

家賃は、無償とする。ただし、光熱水費及び共益費等は入居者負担とする。

エ 設備・備品等

浴槽、ボイラー、照明器具及びガスコンロの設置済み住戸を提供する。

その他の家電製品等の生活必需品については、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨災害等の過去の事例と同様に提供する。

(3) その他

令和6年1月17日現在、問い合わせ件数 3件

県内全市町及び広島県住宅供給公社において、同様に公営住宅等を提供する。

3 応急仮設住宅建設の支援について

(1) 支援内容

次のとおり、石川県に職員を派遣する。

派遣期間	令和6年1月29日(月)から2月11日(日) (予定)
派遣場所	石川県庁
活動内容	応急仮設住宅の配置計画や設計内容の確認・調整 工事の進捗管理、現地検査 等
派遣体制	土木建築局の建築職員3名

(2) その他

2月12日(月)以降については、応急仮設住宅の建設の進捗状況に応じて、国、石川県等と調整しながら、追加の支援を行う。